
日付： 2004年 9月17日
提出元： (株)アッカネットワークス
題名： 保護判定基準値の考え方について
課題表対応 C.3

まえがき

本寄書は、TD_SMS - 15 - SMS - TD01に関する弊社の解釈ならびに意見である。

1. 案Aについて

弊社の解釈

- (ア) ISDNを与干渉源に含めない新たな保護判定基準値を制定する。
- (イ) 新たな保護判定基準値は既存システムを含む総てのシステム(ただし、ISDNは除く)のスペクトル適合性評価判定に適用する。
- (ウ) 新たな保護判定基準値の決め方として2方法が提案されている。

方法1 (SBBの提案)

- ◇ ISDNを除くクラスA、A' システムの自己干渉による伝送性能値(計算値)を基に決める。
- ◇ 伝送性能値(計算値)に対するマージンは今後検討する。
- ◇ クラスA、A' システムにダブルスペクトルシステム、カッドスペクトルシステムを含める。

方法2 (アッカネットワークスの提案)

- ◇ 目標とするサービスレベルを基に事業者間の合意で決める。
- ◇ 目標とするサービスレベル(マスクの形状を含む)は今後検討する。
代替案を図1に提案する。

2. 案Bについて

弊社の解釈

スペクトル適合性評価判定のために案Aによる保護判定基準値(新システム用の判定基準)を用いると共にISDNを与干渉源に含める伝送性能値を公表する。

弊社の意見

- (ア) 新たな保護判定基準値の適用は、新システムに限定すべきではない。

(イ) I S D Nを与干渉源に含める伝送性能値をT T Cとして公表する目的と、公表する伝送性能値の対象システム(“クラスA、A’システムについてのみ”、“総て”あるいは“新システム”)を明確にすべきである。

(ウ)前項のI S D Nを与干渉源に含める伝送性能値は、現実の環境(複数のシステムからの干渉が同時に発生する)での最低伝送速度の近似値(I S D Nのみを干渉源とするシミュレーション値)であり、弊社が“サービスレベル予測値”と考えるものである。

弊社は、“サービスレベル予測値は各A D S Lプロバイダの責任で示すべきである”というN T T東日本の意見(S M S - 1 5 - N T T E - 0 5)に同意するものである。
仮にT T Cとして公表するならば、T T C標準ではなく、技術レポートとすることを提案する。

3. 案Cについて

弊社の意見

与干渉源にI S D Nが含まれるので反対である。

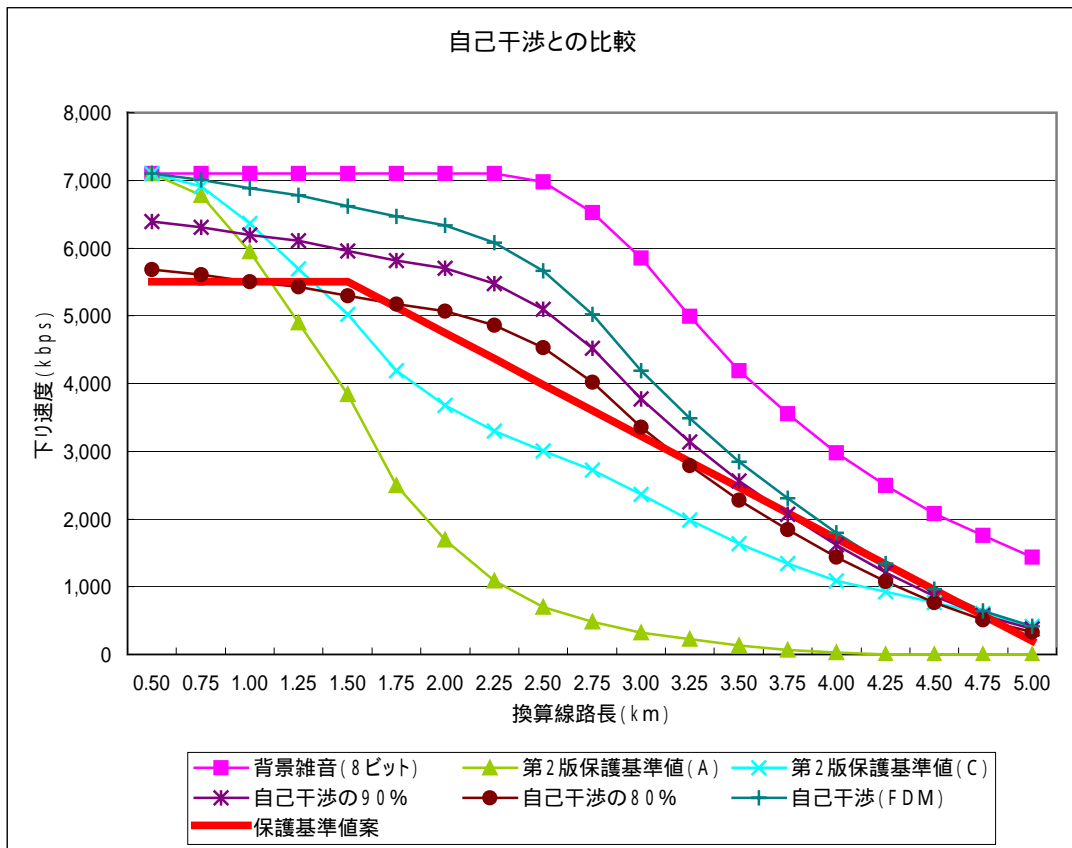
4. 案Dについて

弊社の意見

下記の理由により反対である。

- 与干渉源にI S D Nが含まれるので反対である。
- I S D N並みの干渉を与えるシステムの導入を抑えることにならない。
- 長距離ユーザ向けシステム(F B M s O L、G - B o o s t、L D - T I Fなど)に線路長制限が加わる。

以上



(補足)

- 1) シングル (G . 9 9 2 . 2 を除く)、ダブル、カッドシステムの共通に適用する。
- 2) オーバラップ方式にも適用する。
- 3) 暫定運用案の線路制限長を極力担保する。
- 4) 現実の環境によるサービスレベル (3 km で約 3 Mbps) を考慮する。

図1 提案する保護基準値 (D S の場合)